

社会福祉法人 育賛会

役員等の報酬及び旅費  
並びにその他の報酬に関する規程

# 社会福祉法人育賛会

## 役員等の報酬及び旅費 並びにその他の報酬に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人育賛会の役員等の報酬及び旅費並びにその他の報酬に関する必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程における役員等とは、理事、監事、評議員、評議員選任・解任委員、第三者委員をいう。その他とは、講師及び余興活動を行なう個人及び団体(以下「講師等」という。)

- 2 講師とは、職員講習及び研修を行なうとき、外部から依頼される者をいう。
- 3 余興活動を行なう個人及び団体とは、利用者処遇等の一環として披露される余興活動を行なうとき、外部から依頼される者をいう。

### (基本原則)

第3条 役員等は定款に定められた業務を誠実に遂行しなければならない。

- 2 役員等報酬は、法人本部予算の中から支払うものとする。
- 3 その他の報酬は、該当する予算の中から支払うものとする。

### (報酬の体系)

第4条 役員等の報酬は、月額報酬、理事会・評議員会・評議員選任・解任委員会・第三者委員への報告会(以下「会議」という。)報酬、研修報酬、監事監査報酬とし、その他講師等報酬とで構成する。

- 2 月額報酬は、手当等他の給与は支給しない。
- 3 月額報酬には、会議及び研修への出席を含むものとする。
- 4 会議報酬、研修報酬は、役員等が会議及び研修等に出席するとき支給する。
- 5 監事監査報酬は、監事が監査を行なったときに支給する。
- 6 役員等が会議及び研修の出席以外の日において、法人及び施設運営の業務を理事長から命じられたとき報酬を支給することができる。
- 7 月額報酬対象の役員は、週平均2日以上業務にあたるものとする。
- 8 講師等報酬は、外部からの講師等が研修等を行なったときに支給する。

(報酬の額)

第5条 役員等報酬の月額報酬・会議報酬、研修報酬、監事監査報酬、講師等報酬は次のとおりとする。

(1) 月額報酬

理事長	200,000 円
常務理事	150,000 円 (但し、職員が兼務する場合は 50,000 円)

(2) 会議報酬・研修報酬

理事・監事	15,000 円
評議員	15,000 円
評議員選任・解任委員	5,000 円
第三者委員	5,000 円

(3) 監事監査報酬

監事	20,000 円
----	----------

(4) 講師等報酬

外部講師	10,000 円 ~ 30,000 円
------	---------------------

- 2 会議報酬、研修報酬、監事監査報酬、講師等報酬は、1日単位にて算定する。
- 3 理事と評議員を兼ねる場合においても勤務1日につき同額とする。
- 4 施設の職員を兼務する役員は、報酬は原則として支給しないものとする。ただし、常務理事を兼務する場合には、法人職務としての報酬を支給することができるものとする。
- 5 講師等報酬については、講師の資格及び研修時間等を勘案して算定するものとする。

(旅費弁償)

第6条 役員等には、職務を行うために要する費用の弁償として旅費を支給することとし、その額は育賛会旅費規程に定める相当額とする。

(計算期間並びに支給日)

第7条 月額報酬の支給計算の期間は前月の初日から末日までを給与期間として給与を支給する。

- 2 月額報酬の支給日は、当月の10日とする。ただし金融機関が休日にあたるときは、その前日を支給日とする。
- 3 会議報酬、監事監査報酬、講師等報酬は、その当日に支給する。
- 4 研修報酬の支給は、その翌月の末日までに支給する。

附 則

- 1 この規程は、平成25年4月1日より施行する。
- 2 育賛会費用支給規程(昭和54年4月1日施行)及び育賛会役員報酬規程(平成12年4月1日施行)を廃止する。  
この規程は、平成29年7月1日より施行する。